

災害による住宅の応急処置を 依頼するときはご注意ください！！

◆相談事例

台風で屋根瓦が飛んだので近所の事業者に応急処置を依頼したが、ブルーシートをかけただけで10万円の請求を受けている。屋根がどのような状態だったか写真もなく、契約書面には「応急処置」と書かれているが金額の内訳がわからない。高額で払えない。(60歳代男性)

●消費者センターからアドバイス

相談事例の場合、まずは施工事業者から施工前の写真や明細書を求めましょう。契約する前には、複数の事業者から見積書を取り、金額や契約内容をよく確認して施工事業者を選択しましょう。

屋根修理にかかる見積書等、住宅修理などに関する専門的なご相談については、次の相談窓口をご紹介します。



住宅リフォーム・紛争処理支援センター

電話番号：0570-016-100

受付日時：平日（月曜日～金曜日）の10時から17時まで

また、災害時にかかわらず、「屋根を見てあげる」などと言って訪問し、高額な料金を請求する点検商法による被害も発生しているので、ご注意ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●地域講座のご案内【申込み先：6614-7522】

地域の団体や学校などからの依頼を受けて、無料で講師を派遣し、消費者トラブルの未然防止や、被害にあった時の対処法などを、わかりやすく解説する講座です。

地域講座のご案内



●消費生活相談専用電話：6614-0999



商品・サービスについて、事業者に対する苦情や相談を受け付けています。(大阪市内にお住まいの方に限ります)

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります
大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクターエルちゃん